**山梨県指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び**

**指定介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所（以下「介護保険施設等」という。）の指定等に関し必要な事項を定める。

（指定の申請等）

第２条　法第７０条第１項、第８６条第１項、第９４条第１項、第１０７条第１項及び第１１５条の２第１項の規定による申請は、様式第一号（一）によりサービスの種類ごとに行うものとする。

２　前項の申請は、別表第１に掲げる書類及び山梨県が必要と認める書類　（以下「添付書類」という。）を申請書ごとに添付して行うものとする。

３　第１項の申請は、事業開始予定日の３０日前までに行うものとする。

（共生型居宅サービス事業者の特例）

第２条の２　法第７２条の２第１項本文の規定による申請については、前条の規定を適用する。

（共生型サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第２条の３　法第７２条の２第１項ただし書の規定による共生型居宅サービスの指定の特例を不要とする旨の申出は、様式第一号（一の二）により行うものとする。

（指定の更新等）

第２条の４　法第７０条の２第１項（第１１５条の１１において準用する場合を含む。以下同じ。）、第８６条の２第１項、第９４条の２第１項、第１０８条第１項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第３６号）附則第１３０条の２第１項の規定により平成３６年３月３１日までの間なおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第１０７条の２第１項の規定による申請は、様式第一号（二）によりサービスの種類ごとに行うものとする。

２　前項の申請は、付表第一号及び添付書類を申請書ごとに添付して行うものとする。

３　第１項の申請は、指定又は許可の更新予定日の１４日前までに行うものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請）

第３条　法第７０条の３の規定による利用定員増加の申請は、様式第一号（三）により行うものとする。

（指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出）

第４条　法第７１条第１項ただし書及び第７２条第１項ただし書（第１１５条の１１において準用する場合を含む。）の規定による指定を不要とする旨の申出は、様式第一号（四）により行うものとする。

（変更の届出等）

第５条　法第７５条第１項、第８９条、第９９条第１項及び第１１３条第１項並びに旧介護保険法第１１１条及び第１１５条の５第１項の規定による届出は、変更に係るものにあっては様式第一号（五）により、事業の再開に係るものにあっては様式第一号（六）によりそれぞれサービスの種類ごとに行うものとする。

２　法第７５条第２項及び第９９条第２項並びに旧介護保険法第１１５条の５第２項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、様式第一号（七）によりそれぞれサービスの種類ごとに行うものとする。

３　第１項の届出は、変更内容に応じて付表第一号及び添付書類を届出書ごとに添付して行うものとする。

４　インターネットを利用した電子申請による変更の届出にあっては、様式第一号（五）の提出は不要とする。

５　変更に係る届出の規定は、休止の届出を行い、再開の届出を行っていないサービスについては、適用しない。

（指定の辞退）

第６条　法第９１条及び旧介護保険法第１１３条の規定による指定の辞退は、様式第一号（八）により行うものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更の申請）

第７条　法第９４条第２項及び第１０７条第２項に規定する許可の申請は、様式第一号（九）により行うものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認の申請）

第８条　法第９５条及び第１０９条の規定による承認の申請は、様式第一号（十）により行うものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可の申請）

第９条　法第９８条第１項第４号及び第１１２条第１項第４号の事項に係る許可の申請は、様式第一号（十一）により行うものとする。

（市町村等への情報提供）

第１０条　知事は、第２条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、市町村、国民健康保険団体連合会その他関係機関に対して、当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報を提供することができる。

２　前項の規定は、法第７１条第１項本文及び第７２条第１項本文（第１１５条の１１において準用する場合を含む。）の指定又は承認に係る情報について準用する。

（公示）

第１１条　法第７８条、第９３条及び第１０４条の２並びに旧介護保険法第１１５条及び第１１５条の１０の規定による公示は、施行規則第１３１条の２、第１３３条の２、第１３５条の２、第１３７条の２､第１４０条の２、第１４０条の２の３及び第１４０条の２３各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

（実施細目）

第１２条　この要綱に規定するもののほか、介護保険施設等の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。